

令和5年度第1回岡山市環境総合審議会

日時：令和5年11月6日（月）

開会 午前9時34分

○（事務局）山根 定刻となりました。委員の先生方には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

早速ですが、ただいまから令和5年度第1回岡山市環境総合審議会を開催させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます環境保全課自然保護係の山根と申します。よろしく願いいたします。

なお、本日は逢澤委員、赤井委員、小野委員は御都合により御欠席です。

それでは、開会に当たりまして、局長の見平から挨拶申し上げます。

○（事務局）見平局長 皆様、おはようございます。環境局長の見平と申します。本日は、お忙しい中、岡山市環境総合審議会に御出席いただきありがとうございます。また、委員の皆様には、平素から岡山市の環境行政の推進に御理解、御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、近年では、気候変動やプラスチックによる海洋汚染など、環境問題の解決が喫緊の課題となっており、本市においても取組の推進が求められているところです。また、生物多様性国家戦略が閣議決定されるなど、生物多様性の保全にも注目が集まっており、環境分野を取り巻く課題は多岐にわたっています。

本日は、岡山市環境保全条例の改正方針など、3項目について御審議いただくことになっております。委員の皆様におかれましては、各分野からの忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○（事務局）山根 続きまして、お手元の資料の確認ですが、本日、机の上に会議次第、出席者名簿、配置図をお配りしています。不足がございましたら事務局にお知らせください。なお、資料1-1から資料4については、事前に郵送させていただい

ております。

それでは、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。先生方の専門分野など含めて御挨拶いただけたらと思います。

まず、藤原会長をお願いいたします。

○藤原会長 岡山大学の藤原健史と申します。専門分野は、環境システム学や廃棄物資源循環学です。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）山根 続いて、望月副会長から反時計回りにマイクを回していただきます。

○望月副会長 環境保健センターの望月と申します。よろしくお願いいたします。専門と申しますか、なかなか専門を持ちにくいんですけど、公衆衛生全般という形で御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 おはようございます。ここのほうの所属では、岡山県地球温暖化防止活動推進センター、センター長ということでこちらに出席させていただいております。これ、私、本来は、本業のことになりますけど、公益財団法人岡山県環境保全事業団の専務理事をしております。県からセンターの指定を受けての活動をしているということで、今日はこちらの立場で参っております。よろしくお願いいたします。

○池本委員 おはようございます。岡山県自然保護センターの池本と申します。先ほどの吉田委員と同じ岡山県環境保全事業団というところに所属しております。自然保護センターは事業団の指定管理を受けておりますので、私が勤務しております。専門は野生動物です。よろしくお願いいたします。

○氏原委員 おはようございます。岡山大学氏原と申します。専門は都市計画と交通計画です。よろしくお願いいたします。

○尾形委員 おはようございます。中国電力ネットワーク岡山ネットワークセンターから参りました尾形と申します。2020年に中国電力から分社をいたしました会社でして、電気をお送りする一般送配電事業者という会社で、電気をお送りする仕事

をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○片岡委員 株式会社ココロエの片岡と申します。私のほうでは、既存建物の既存ストック、建築設計事務所をしております。既存ストック建物の活用、空き家の再生等に取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

○黒住委員 黒住と申します。NPO法人のおかやまエネルギーの未来を考える会というところに所属してまして、自然エネルギーの普及であるとか、環境教育とか、そういったことに長年携わってきております。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 岡山理科大学の杉山と申します。専門は陸水化学とか水圏化学で、水の分析をやっております。よろしくお願いいたします。

○妹尾委員 おはようございます。環境カウンセラーズ岡山の妹尾と申します。よろしくお願いいたします。専門というものはないんですけども、環境教育とかそういうところに力を入れていっている団体ですので、よろしくお願いいたします。

○田代委員 おはようございます。岡山大学の田代と申します。専門は法学部でして、特に行政法、行政と市民の関わりに関するルールを担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○兒子委員 兒子と申します。岡山市の連合町内会の理事としてここに出席しております。岡山市と、それから、岡山市の連合町内会として何かお役に立つことがあればやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○原委員 おはようございます。原と申します。ESDとって、持続可能な社会にしていくにはどうしたらいいかっていうことを、環境だけではなくて経済や社会の面からも総合的に考えていくという教育をやっております。よろしくお願いいたします。

○平松委員 岡山市の連合婦人会からやってまいりました。副会長をやっております平松と申します。環境衛生という課がありまして、それを所属して担当しております。よろしくお願いいたします。

○（事務局）山根　　ありがとうございました。

　　続きまして、事務局を紹介させていただきます。

○（事務局）横山　　おはようございます。環境保全課の課長をしております横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）阿部　　環境保全課課長補佐の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○（事務局）中村　　下水道河川計画課課長の中村と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○（事務局）河内　　同じく、下水道河川計画課の河内と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○（事務局）内田　　同じく、下水道河川計画課課長補佐の内田と申します。よろしくお願いいたします。

○（事務局）坂田　　環境保全課浄化槽対策室室長の坂田です。よろしくお願いいたします。

○（事務局）神田　　同じく、環境保全課浄化槽対策室の神田と申します。よろしくお願いいたします。

○（事務局）大月　　環境保全課自然保護係長の大月と申します。よろしくお願いいたします。

○（事務局）小野　　環境保全課の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○（事務局）山根　　今回、岡山市環境総合審議会に係る議事録作成を担当します神戸総合速記株式会社に臨席いただいております。

　　続きまして、審議会の設置規定等について説明させていただきます。

　　本審議会は、岡山市環境保全条例第52条の2第1号に基づいて設置されております。

　　また、本日は、委員17名のうち14名と過半数の出席をいただいておりますので、

会議は成立いたします。

さて、今回、岡山市環境保全条例の改正及び次期岡山市環境基本計画の策定について、岡山市から本審議会に諮問いたします。

議事に先立ちまして、諮問書を見平局長から藤原会長にお渡しさせていただきます。

○（事務局）見平局長 岡山市環境保全条例の改正及び岡山市環境基本計画の策定について諮問。岡山市環境保全条例第52条の2第1項、第52条の3第1号及び第2号の規定に基づき、表記のことについて機関に御意見を伺います。どうぞよろしくをお願いします。

○藤原会長 はい、承りました。

○（事務局）山根 申し訳ございませんが、見平局長は業務の都合上、ここで退席をさせていただきます。

○（事務局）見平局長 申し訳ありません、失礼します。どうぞよろしくをお願いします。

○（事務局）山根 それでは、議事に移らせていただきます。

ここからの議事進行は、藤原会長にお願いいたします。なお、御意見等の発言をされる際には、挙手の上、会長からの指名を受けてください。

それでは、藤原会長、お願いいたします。

○藤原会長 改めて、会長の藤原でございます。先ほど局長がおっしゃったように、地球温暖化の問題とか、それから、海洋プラスチックの問題、それから、自然共生、絶滅危惧種の問題とか、いろいろ、環境問題に我々さらされていて、例えば、環境省からはゼロカーボン都市の要請とか、そして、プラスチックの循環等の促進、こういったいろんな課題が今たくさん来ています。環境問題といえは一つではなくて、いろんなところで環境問題があって、岡山市としては総合的に考えていかなければいけません。それぞれ一人の専門家がカバーできるような領域ではなくて、皆様の御専門を生かしていただいて、この会議で忌憚のない意見を述べていただき、岡山市全体をよ

くしていくということにぜひ御協力いただきたいと思います。簡単ですが、会長としての挨拶をこれで終わります。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。審議事項ごとに御意見、質問をいただくことといたします。委員の皆様には、議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

まず、水潤う街おかやま創造計画（地域再生計画）の中間評価について、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）坂田　事務局です。お手元の資料でいいますと、資料の1になります。資料の1につきましては、枝番で1－1から1－6までございます。今回の本審議の目的といたしましては、この資料1－1の①の中間目標値の実施状況を踏まえまして、⑤で計画全体の総合評価を行いました。⑥、⑦で今後の対応方針を記載しております。この本評価案について、本審議会でご意見を伺いたいと思います。

資料1－2を御覧ください。地域再生計画についてですが、こちらの地域再生法に基づきまして、地方公共団体は自主的かつ自立的な取組により、地域の活性化のために具体的な計画を策定いたしまして、国は計画に基づく事業に対して交付金を交付するものです。

今回お願いするのは、汚水処理施設の整備に関する計画でございまして、この計画では、地方創生汚水処理施設整備推進交付金によりまして、省庁の所管を超える類似の2種類以上の施設、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、こういったものを立体的に整備いたしまして、政策効果をより高めることが可能な事業を対象としているものです。計画期間はおおむね5か年で、中間年度及び事業完了年度の6年度に目標の達成状況の評価を行うこととされております。このたび、中間年度である令和4年度事業が完了しましたので、残りの期間の事業をより効果的に実施するため、中間評価を行いました。

資料の1－3を御覧ください。本市の汚水処理施設対策に係る地域再生計画としては、水潤う街おかやま創造計画という計画を策定しております。計画の概要ですが、

本市の汚水処理人口普及率は、平成30年度末の時点で83.7%、全国平均で91.4%にとどまっております。約5万6,000人がくみ取便所を利用しているなど、公衆衛生上問題となっている状況です。本市におきましては、閉鎖水域である児島湖をはじめといたしまして、公共用水域の水質改善は喫緊の課題となっております。このため、下水道計画が当面ない地域に浄化槽を整備することに加えまして、公共下水道と農業集落排水処理施設を統廃合、農業集落排水処理施設を改築更新することで、効率的・継続的な生活排水対策、水質改善及び汚水処理人口の普及を強力に推進するものです。

また、水質の改善や汚水処理人口普及率の向上とともに、自発的な環境を保全し、創造する活動を実践する市民や団体などの活動の支援を行いまして、岡山市環境パートナーシップ事業に参加する市民割合を向上させることで、安らぎと潤いのあるまちづくりを推進していくものです。

地域再生計画の区域ですが、岡山市全域となっております。計画期間は令和2年度から6年度までの5か年です。地域再生計画の目標は、地域再生計画では、事業の実施によってもたらされる地域活性化の効果を数値目標で掲げることとされておりました。本計画では3つ目標を掲げております。1つ目が、汚水処理人口普及率、2つ目が、児島湖湖心の水質改善、COD75%値、3つ目が、岡山市環境パートナーシップ事業に参加する市民割合の向上です。

まず、1つ目の目標の1、汚水処理人口普及率ですが、こちらは全人口のうち公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽等により、トイレだけではなくて、全ての生活排水を処理することができる地域に住んでいる人の割合となります。こちらの目標の基準値としている平成30年度末の83.7%という数値は、一般に公表している汚水処理人口普及率でございます。公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽を含んでおります。

一方で、最終目標値の85.4%、こちらは、公表している意味合いの汚水処理人

口普及率ではなくて、合併処理浄化槽のみの増減から成る本計画における狭義の汚水処理人口普及率としております。これは、後ほど事業内容のところで詳細を説明いたしますが、本計画において、下水道と農業集落排水処理施設は、統廃合などを行ったとしても数値的に変動がございませんで、合併処理浄化槽の数値だけに特化した形になっておるためです。この最終目標値は、目標の基準値から1.7%増の85.4%としております。

2つ目の目標に、児島湖湖心の水質改善、COD75%値ですが、かつて閉鎖性水域の児島湖におきましては、未処理の生活排水などの影響を受けまして、水質悪化が社会問題となっています。湖沼等の水質におきましては、COD、化学的酸素要求量で環境値基準が示されておりますが、児島湖では依然として環境基準5ミリグラムパーリットルを上回り、横ばい状況が続いております。最終目標値は、平成30年度末の目標基準値の8.8ミリグラムパーリットルから8.6ミリグラムパーリットルを目指すところです。

目標3の岡山市環境パートナーシップ事業に参加する市民割合の向上ですが、まず、環境パートナーシップ事業とは、市民や事業の身近なところから環境に優しいまちづくりに取り組む活動をサポートする事業です。最終目標値は、参加する市民を市民割合で平成30年度末の目標基準値の6.6%から6.8%と0.2%増やしまして、環境に対する市民意識の向上をさせるという点としております。

地域再生を図るための事業というところですが、公共下水道、農業集落排水処理施設の整備と、合併処理浄化槽の設置促進について具体的な整備計画を盛り込んでおります。本交付金を活用した事業といたしましては、まず、公共下水道の整備につきましては、詳細につきましては資料の1-5に書いておりますが、この資料の1-3のポンチ絵上で、黄色の吹き出しの部分ですが、農業集落排水処理施設の公共下水道への統廃合が6処理区。

次に、農業集落排水処理施設については、このポンチ絵上で黄緑色の吹き出しの部

分になります。農業集落排水処理施設間同士で統廃合が1処理区、また、オレンジ色の吹き出しの部分になります。こちらが処理施設の改築更新が2処理区でございます。

次に、合併処理浄化槽については、補助金の制度の概要につきましては、資料の1-6、一番最後の資料になります。そちらのほうにも書いておりますが、この資料の、こちらになります。資料の1-3の地図上で、この地図の白色の部分ですね、こちらの部分が合併処理浄化槽区域ということになります。この区域は下水道整備計画のない地域または当面下水道整備の予定がない地域ということになります。この区域で合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付する制度となっております。本計画当初、年間で950基、5か年度で4,750基を設置する予定としておりましたが、令和2年度と3年度の整備実績を踏まえ、令和4年度から年間900基、5か年で4,600基の設置を目指しているところです。特に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽への転換に力を入れているところでございまして、浄化槽の設置に係る補助に加え、宅内配管工事や便槽撤去に係る工事について補助金を交付しております。

そのほかの、国の交付金の支援によらないその他の事業ですが、先ほど説明いたしました岡山市環境パートナーシップ事業であるとか、環境学習事業、岡山市身近な生きものの里事業。それから、浄化槽の関係では、くみ取便所から合併浄化槽に転換する場合に、浄化槽を設置するときに上乗せの補助を令和2年度から4年度行っておりまして、これは、市の独自の予算で25%上乗せをしております。令和5年度からは、国の交付金を活用しまして、宅内配管工事、便槽撤去に係る工事費を補助しております。

以上が本地域再生計画の概要でございます。

それでは、もう一度、資料の1-1に戻っていただきまして、中間評価調書のほうを御覧ください。こちらは、本計画及び実施内容について事務局が中間評価を行った

ものでございます。委員の方々には、中間評価調書案につきまして御意見をいただきたいと思っております。

①、ちょっと小さくて恐縮ですが、数値目標の実現状況についてというところで、この3つの目標につきまして、表の右側に進んでいっていただきまして、平成30年度の基準値、令和4年度の間目標値と中間実績値、令和6年度の最終目標値、中間年度の実施達成状況と評価を記載しております。

まず、目標の1の汚水処理人口普及率の向上でございますが、中間目標の84.8%に対しまして、令和4年度末の実績値は85.0%でありまして、こちらは中間目標値を達成しております。

目標2の児島湖湖心のCODの関係ですが、中間目標値の8.7ミリグラムパーリッターに対しまして、令和4年度末の実績値は8.1ミリグラムパーリットルでございますが、こちらも中間目標値を達成しております。

最後の岡山市環境パートナーシップ事業ですが、中間目標値の6.7%、こちらは人数でいいますと、4万7,617人に対しまして、令和4年度の実績値は7.2%、5万192人と中間目標値を達成できておりまして、こちら、最終目標値6.8%に対しましても達成ができる見込みとなっております。

以上、この中間目標につきましては、3つの目標全て達成している状況でございます。

②の事業の進捗状況ですが、まず、公共下水道、こちらにつきましては、統廃合を実施している6処理区につきまして、5処理区はおおむね順調に整備が進んでおりまして、令和4年度末で1処理区の整備が完了しております。残りの4処理区につきましても、令和6年度までに整備が完了する見込みであります。このうち1処理区、宇甘東処理区ですが、こちらについては、設計の段階におきまして下流マンホールポンプの能力不足が確認されまして整備が必要となったため、事業量を増加する計画変更を予定しております。また、最終実績見込みには含まれていない残りの1処理区に

つきましては、近接するほかの事業との工程調整によりまして、進捗が遅れているため、計画期間を延伸する変更を行いまして、こちらは令和7年度までに整備を完了する予定としております。

農業集落排水処理施設につきましては、統廃合事業及び改築更新事業ともにおおむね順調に整備が進んでおりまして、令和6年度までに整備が完了する見込みとなっております。

合併処理浄化槽設置整備事業です。年間950基の設置計画に対しまして、令和2年度は737基、令和3年度は729基、年間900基の設置計画に対しまして、令和4年度は782基、トータルで4,600基の計画に対して、合計2,248基の設置でございました。この数値自体は例年よりも少ない設置基数となっておりますが、原因といたしましては、コロナ禍における木材等の資材価格の高騰ですとか、半導体の供給不足に伴う新築、改築改造物件の伸び悩みが影響されてるものと思われまます。景気回復の傾向と、令和5年度からのくみ取り転換に係る補助金拡充メニューの導入で転換基数の増加につなげたいと思っております。

また、補助用事業の周知につきましても、これまで行ってきました広報誌、ホームページへの掲載であるとか、業界団体への周知に加えまして、新たな広報戦略を図っているところでございます。チラシの文言であるとか、イラスト及び配布先なども、今、工夫している状況です。

その他の事業については該当ありませんで、計画外で独自に実施した事業です。

まず、岡山市環境パートナーシップ、この平成30年度の基準値6.6%というのは4万6,417人、令和4年度の実績値7.2%は5万192人と、3,775人の増加がありました。登録団体といたしましては1,290、内訳は、河川などの清掃、草刈りを行うエコボランティアの活動が349団体、1万3,286人です。環境負荷の低減を事業の中で行うグリーンカンパニーが941団体ございまして、3万6,906人。こちらについては順調に事業を進めております。その他の事業、環境

学習事業以下につきましては、表中のとおりでございます。

③の評価方法、本審議会に諮った上、評価・検討を行いたいと思っております。

④の中間評価の公表方法につきましては、岡山市環境保全課のホームページに掲載する予定でございます。

⑤の計画全体の総合評価ですが、中間目標値につきましては、3つとも全て達成している状況です。特別措置を適用して行う事業につきまして、一部進捗が遅れている事業もございますが、コロナ禍の中にあつて、おおむね事業は計画どおりに伸長していると思っております。計画外で独自に実施した事業につきましても、SNS等の活用によりまして、全体として市民の啓発や支援を着実に実行することができました。

⑥と⑦で、今後の方針等ですが、中間評価の結果を踏まえして、一部事業の進捗が遅れている事業についての対応といたしまして、まず、下水道のほうでは、計画変更や計画期間の延伸を行う予定としております。また、計画の延伸に伴いまして、合併処理浄化槽を設置する事業につきましても、事業期間の延伸と事業量の計画変更を行いまして、計画目標値を上方修正する予定としております。具体的には、計画については1年延伸するというところで、令和7年度までの事業といたしまして、目標は、目標値の汚水処理人口普及率の向上につきまして、さらに0.3%上方しなして、85.7%といたしたいと思ひます。その他の目標値というのは、浄化槽の設置事業の結果が大きく影響しないことであろうということ、そのままの数値としております。

事業量、事業費等につきましては、⑦の黒丸の6点のとおりでございます。これらの変更内容につきましては、地域再生計画の見直しということ、変更承認申請を今年度内に行う予定としております。承認されれば、来年度から変更計画内容で事業を実施することとなります。

なお、令和6年度の予算要望額につきましては、浄化槽関連予算で、これまでの事業実績から年度間調整を行うということ、約5,300万円減額して要求することとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

○藤原会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、意見がありましたら発言をお願いします。

原委員、お願いします。

○原委員　　すみません、知らないのですが教えてほしいんですけど、下水道がないから浄化槽っていうのは分かるんですけど、農業集落排水施設を統廃合するとよくなるっていうことはどういうことなのかがちょっと分かってないもんですから、簡単に教えてください。

○藤原会長　　ありがとうございます。

事務局のほうから御説明をお願いします。

○（事務局）内田　　下水道河川計画課の内田と申します。御質問いただいた内容、農業集落排水です。いわゆる農集と呼んでいるんですが、農集という施設が、先ほどの、位置図、資料1－3に見ていただきますとおり、今、ここにお示しさせていただいても9か所程度、岡山市の中で29か所点在しています。これがおのおのの場所で、下水道というまではいかないんですが、浄化槽と同じような固まった単位で処理をしていると。おのおののところでやっているの、やはり、コストもかかるし人件費もかかってくるというところで、継続した汚水処理につながっていかないと。できることなら大きな処理場とか、統廃合することで、脱炭素とかエネルギーを使わなくすとか、人が巡回しなくてもいいとか、そういった利便性を上げて、今後、継続した汚水処理を続けるために今回この統廃合ということを行っている次第です。

○原委員　　すみません、ついでに農業集落排水処理施設のこと也不知道なので教えてください。それは、農薬とか肥料とかそういうのが普通の用水に流れ込んでいくので環境に悪いっていう、それをきれいにするんですか。

○（事務局）内田　　この農業集落排水処理施設っていうのは、基本的には、下水道と同じように自宅から流れてくるお風呂のお水とか、洗濯もですね、そういう汚水、

いわゆる生活排水を集めて下水道の処理場のようにその1か所で処理をする場所って、
というのがその地区にありまして、そういった形で、農薬をとかではなくて、普通の生
活排水を処理しているものになります。

○原委員　すみませんでした。ありがとうございます。

○藤原会長　ありがとうございました。

農業とついてますけど、もう一般の、コミュニティーレベルの処理施設という、そ
ういう理解で。

○原委員　ありがとうございます。

○兒子委員　一つよろしいですか。

○藤原会長　お願いします。

○兒子委員　今のお話に戻るんですけども、集落排水というのは、あれ、農林の関
係の事業ですよ、本来は。

○（事務局）内田　そうですね。今回は、農業集落排水という意味でいえば農林の
ほうになります。

○兒子委員　ええ、そうですね。だから、造るときの予算措置というのは、農林か
ら出てるわけですよ。

○（事務局）内田　そうですね。

○兒子委員　それと、この岡山市の下水道とがうまくマッチングして、お互いの予
算的にはどういうふうになるんですか。

○（事務局）内田　今は岡山市のほうが、この農業集落排水処理施設のほうも、下
水道所管で管理を、以前、農林部局ではなくて、この集水施設は、もう位置づけが一
緒だろうということでの、下水道のほうで管理をしております。なので、職員の割き
方も、やっぱり下水道のほうで人を割いたりお金を割いたりしていっておりますので、
やはりそこを効率的にしていくことで継続的に処理していきたいなというふうに考え
ております。

○児子委員 分かりました。

○藤原会長 よろしいでしょうか。

ほかに。

望月副会長、お願いします。

○望月副会長 望月ですが、資料1-1の調書の関係で、ちょっと内容面よりも形式面なんですけれども、②に計画外で独自に実施した、それから、⑤に計画外で独自に実施したとあるんですけれども、そもそも独自の実施事業、パートナーシップにする環境学習にしろ、これは総合計画の中の話で、ちょっと計画の中の話だと思うんですけど、そうするとこの言葉としては、やはり、例えば支援対象外とかいうふうにするべきではないかと。ただし、調書でもう形が決まってるのであれば、これをいじることができない状況でしたなら、こだわるものではないんですけど、ちょっと誤解が生じやすいかなと。全て計画の中じゃないかなというふうに理解したんですけど、いかがでしょうか。

○（事務局）坂田 ありがとうございます。これ、様式が定まっておりますので、このとおりの記載にさせてもらってます。指標の1とかという言葉も、これ目標ではないのかなと思うんですけど、様式に沿って、一応、記載のとおりにさせていただいております。

○藤原会長 よろしいですか。

○望月副会長 はい、分かりました。ちょっと、若干誤解が生じないような工夫があればいいかなと。あくまでも全ての計画の中で、特にパートナーシップ事業とか目標値としても上げてるようなものが計画外ですっていうのは、何となしにちょっと違和感があるので、一応、もし、少しそこら辺、何かいじる余地があるのであればです。なんで、あんまり、読めば分かるのですけれども、よろしくお願いします。

○（事務局）坂田 ありがとうございます。

○藤原会長 どうぞ。

○杉山委員　すみません、児島湖のCODの目標値をすごく下回っていい結果という事なんですけど、これはもう劇的な減少トレードが見えてるということなのか、この二、三年何か低かったですということなのか、どういうふうな傾向が見られてるのかちょっと教えていただきたいです。

○望月副会長　ちょっと、これは私のほうから。

○藤原会長　ああ、そうですか。じゃあ、もう・・・。

○望月副会長　環境保健センターです。児島湖の関係につきましては、基本的に、本庁でいきますと環境管理課の対象にはなりますけど、一応、今の整理としましては、緩やかな改善傾向という形にはなっております。ただし、なかなかそれ以上改善できないという形になっております。ですから、ここ数年の経過を見ますと、最初に8.8だったんですけど、大体8に近いぐらいでちょっと推移していると。若干の改善は見てますけれども、それ以上なかなか劇的にはよくなるという状況が続いてるかなというふうに考えております。以上です。

○杉山委員　ありがとうございます。それで、農業集落の排水施設の統廃合とかも、この児島湖に流入してくる水には関係しているんですよね。ですから、ちょっとこれが進むとまた削減できるかもというような見通しなんでしょうか。

○（事務局）内田　今回の、この、ちょっと指標のほうと少しずれるというか、これとは別にKPIというもの設けておまして、その中で、指標、今回の目標値プラス維持管理費の削減っていうのも、この下の目標のようなものに設けています。やはり、先ほどお話ししましたとおり、農業集落の処理施設が下水道の処理施設とつながることだけですので、処理件数が増えるとか、できてないところができるようになるとかっていうこととちょっと異なりますので、ここの数字にはちょっと、直接は。

○杉山委員　あんまり関係しない。

○（事務局）内田　関わってこないかと。

○杉山委員　処理方式も変わらないっていうことですかね。

○（事務局）内田　　基本的には、大きな浄化槽が下水道の処理場が変わるので、幾分かはよろしくなるかと思うんですが、ちょっと今回のこの数値に明確に示せるような改善にはならないかなとは思っております。

○杉山委員　　ありがとうございます。

○藤原会長　　今の御回答なんですけど、単独を合併に変えると河川はきれいになると思うんですよね。

○（事務局）内田　　もちろんそうですね。すみません、今のお話しさせていただいたのが、当然、合併のほうから下水道というか、農業集落処理のほうで合併処理浄化槽に近いことを行っておりますので、ああいったコミュニティーの中ですね。それを下水道につなぐということで、全体としては変わらないという意味で、すみません、ちょっとお話をさせていただきました。

○藤原会長　　ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。
どうぞ。

○兒子委員　　先ほどから水質がだんだん改善されつつあるというふうに承っておるんですけども、実際の問題として、水域に吉井川とか旭川の水系の中に、生態系で90種類ほど確認をされておるんですけども、こういったものが増えつつあるのか減りつつあるのか。そういったことは分かりますかね。

○藤原会長　　事務局、いかがでしょうか。

○（事務局）坂田　　ちょっと私のほうが把握できておりませんが。

○（事務局）横山　　すみません、90種類っていうのは何が……。

○兒子委員　　いや、ここにあります資料1-4のところに、周辺淡水魚を含め約90種類が確認されておるといふ報告がありましたので、そういうものが若干増えつつあるのか、減りつつあるのかなと。

○（事務局）横山　　資料1-4の4番目、4-1の地域の現況のところの下から5行目ぐらいの文末ですね。

○児子委員 4行目から、はい。

○(事務局)横山 淡水魚と周辺淡水魚を含めた90種類、恐らくあんまり変わってないだろうと思っています。ただ、場所によっては、岡山市内で希少な淡水魚のスペースがなくなるという状況ではありますし、もう一ついうと、外来種の影響もあつたりして決していい状況ではありませんが、今、どんどん、見る見るうちに減っているという状況でもないというふうに思っています。当然、水質が悪化すれば、生息できるところの水質が悪化すれば、それに対応できない淡水魚というのは数は減っていくだろうと思っております。以上です。

○藤原会長 よろしいでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 この浄化槽の問題を考えると、多分、こういうのって都市部じゃなくて、田舎っていうか、周辺部で人口がどんどん減っていく中で、自然に減っていくってことが関係すると思うんですね、浄化槽が要らなくなるっていうか。それと、激しい温暖化、気候変動のせいで水質が悪化するとか、そういう要因のことも関係すると思うので、児島湖とかの水質の悪化は。だから、すごく表現が難しいとは思いますが、じゃあ、こういう山間部に人が住めなくなっていくのかとか、何か、それで環境がよくなるのかとか、そういうような問題も含めて見ていく視点っていうものも要るんじゃないかなというふうに思いました。

○藤原会長 ありがとうございます。

児島湖にはいろんな河川から入ってきますので、中には田んぼとか畑からも入ってきてますので、必ずしも生活排水だけが原因ではありません。したがって児島湖の水質というのは、いろんな観点から調査を続ける必要があると思っています。今、どういう原因からの影響が多いのかっていうことについては、ここはまだそんなはっきりとは分かってないと思うんですね。ぜひ研究者の方は調査をいただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

尾形委員、お願いします。

○尾形委員 児島湖の水質の改善というところなんですけれども、データの的には非常によくなっているという状況ですけれども、環境基準の5ミリグラムパーリットルですかね、こちらが基準というふうになってるということなんですけれども、それに比べるとまだまだ水準は高いというようなことがあるという認識してます。ここは中長期的な、将来的な環境基準の5ミリグラムパーリットルのところに向けての中長期的な計画があるのかどうか。それと、現在このところについては、既に最終目標値を達成しているというところになっているんですけれども、それでは最終目標値を上方修正するとか、そういったところの検討というのはどのような形でされてるのでしょうか。

○藤原会長 長期的な……。それじゃあ、いいですか。

じゃあ、副会長からお願いします。

○望月副会長 環境保健センターです。湖沼保全計画というのはありまして、現在、第8期という計画になっております。そういうのもずっと続けておりまして、改善を図ってきております。御指摘のとおり、5ミリグラムパーリッターってというのは一つの大きな目標になって、なかなかそれが、やっぱり閉鎖の水域では非常に難しいということがありまして、それでも徐々にですけど、かなりひどかった状況はあったんですけども、努力してやっているという形で、今後、引き続き研究も進めながら必要な施策を進めていくという形になってます。ちなみに、令和3年から令和7年度で、第8期の計画で、一応、CODの目標値は7.7というふうになっておりまして、それが達成できるかどうかは別として、それを目指して努力していくという、引き続きそれを進めていくことに、県としてはそういうふうな方針というふうに理解しております。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、一つ。指標3のパートナーシップ事業なんですけど、中間実績が7.2%で、中間目標から比べるとかなりよかったということなんですけど、これはぜひ下げずにいただきたいと。一時的に注目されてまた元に戻ると、全く向上が見られないということになるので、せっかく上がったんですから、そういう参加を維持していくということをぜひ目標として掲げていただきたいということで、6年は、6.8最終目標になってますけど、実際は7.2%以上になるようにぜひ努力していただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、合併浄化槽の基数が、計画値より大分、目標に達していないということで、一つの原因としては、コロナの関係とか材料費の高騰とかいうことがありますけど、こういうものに対して、例えば、将来それぞれのお宅で、合併浄化槽に変えるような計画というか、そういう希望とか計画とかありませんかっていうような、そういうヒアリングっていうのはされてるんでしょうか。今現状は無理かもしれないけど、ぜひ変えたいと思っているとか、将来に向けて数が増えるのかどうかっていうことを見積もるためにも、アンケート調査とかしたほうがいいのかっていうふうに思ったのでお聞きします。

○（事務局）坂田 ヒアリング自体は昔にちょっとやったことがあるんですけど、その時代からもうコロナの時代をちょっと挟んでおりますので、今状況が変わってると思います。この事業自体が個人設置事業ということになりますので、どうしても景気変動するということになります。一応、我々がしなければいけないということは、この浄化槽の補助金制度があるという周知ということをしていきたいと思っているんですけど、新築物件につきましては、普通に、もう補助金の申請がハウスメーカーさんのほうから上がってきます。ですが、既存の物件で単独処理浄化槽、これはもう水洗化ができてますので、インセンティブがなかなか働かないです。そこのところで、環境意識の向上ということでパートナーシップ事業と組み合わせていくであるとか、あと、くみ取り転換につきましては、本年度から、これも国の交付金メニューで拡充さ

れたということで、浄化槽の設置に関する補助以外に、宅内配管補助であるとか、便槽撤去の補助とか、こういったものを一応拡充しております。

くみ取りの方の年齢構成ということでいきますと、どうしても高齢者の世帯の方が多いということで、大体、生活を変えたくないという方が結構いらっしゃるんですけど、こちらのほうの側面で、浄化槽、浄化槽といってもなかなか設置していただけないので、ちょっと見方を変えまして、広報戦略の一環として、今、環境局だけではなくて、保健福祉、そちらの部門とタイアップしまして、例えば、介護、そちらのお金がどうしても必要になってきますので、そういったところで福祉の担当者の方だとか、あと、事業者の方でケアマネさんだとか、そういうところを御周知させていただいて、お家の中の、宅内の便器、水洗化にすると、もれなく外回りも整備しないといけない、そういうときに、一応補助金メニューがありますよということで、周知のほうをさせていただいております。そういったところの周知活動のほうに力を入れております。以上です。

○藤原会長　　ありがとうございました。

片岡委員さんからありますか。

○片岡委員　　私のほう、建築専門にしてまして、住宅、空き家改修等をさせていただいているんですけども、確かに、新築の場合は補助金のメニューの認知が高いんですけども、改修のときに、こういうことが岡山市さんのほうであるということは、正直、あんまり認知されてないのかなと思ひまして、いろんな、先ほど保健福祉のほうという言葉ありましたけれども、ぜひ空き家活動、空き家リフォームの補助なんかも岡山市さんのほうで出てる場合もありますし、もう少し広がって告知していくといいのではないかなというのと、もう一点、新築の物件もそうなんですけども、私どもも助成を使わせていただくクライアントも多いんですけども、最近、人口減少で住宅のストックも増えていまして、1人が1軒の建物を所有する時代ではなくなってきて、1人が2軒、3軒、御実家もあつたりとか。そういう時代になってきてるときに、

住民票が必ずその家になければいけないとか、セカンドハウスができないとか、あと、もう1件いうと、助成金のタイミングですよね。どうしても5月か6月ぐらいに出て、年度内に竣工しなきゃいけない、要は3月をまたいで施行する物件とかに使えないっていう制度の問題もあるのかなと思ひまして、その辺も改善の余地があるのかどうかっていうところもちょっとお聞きしたいです。

○藤原会長　　お願いします。

○（事務局）坂田　　この浄化槽設置整備事業っていうのは、先ほどの国の交付金を使っておりまして、どうしても、これ単年度事業ということになりまして、浄化槽の設置は、もうその年度内に行っていただくというのが必須条件になっております。確かに委員の御指摘のとおり、セカンドハウスとか、そういったものが結構例としてはあると思うんですが、そちらについてはちょっと対象になっておりません。例えば、これも専用住宅ということで、事業者の方が行う浄化槽については補助金がないとか、そういうところでいろいろ支障があるのかなとは思ひますけれど、それに加えて、今の市のほうではないですけど、大型の浄化槽、中規模とかになりますと、今、環境配慮の話であるとか、あと、二酸化炭素の排出抑制事業ということで、国のほうの交付金というメニューも、一応、そちらのほうもございます。以上です。

○藤原会長　　ありがとうございました。

　　あと、何かありますか。

○片岡委員　　セカンドハウスとかそういうものは、今後も対象にならないっていうことでよろしいんですか。

○（事務局）坂田　　国の交付金のほうの対象になると、対象にならないんですけど、市の、例えば単独事業のほうで予算を取っていくっていうことも一つの検討の余地はあるかもしれませんが、今後のニーズのことを踏まえましていきたいと思ひます。

○藤原会長　　ありがとうございました。

　　氏原委員、お願いします。

○氏原委員　先ほどの合併処理浄化槽の話で、都市計画的な視点からコメントさせていただくと、つい先日、市長が市街化調整区域の50戸連たん制度廃止検討するというような動きの説明されてましたけれども、その辺りの話も、多分、これとかなり関係があると思うんですね。つまり、対象地域となっているところの新築の開発許可の件数が減ってくるということで、つまり、この事業数というのが単純に増えればいいという、そういう問題でも、多分、一方でないような気もしてます。都市構造全体で見たときには、適切なところに適切な建物が建てられるべきだというふうにも思ってますので、そうなってくると、恐らく、50戸連たんの話なんかし始めると、これ、令和7年以降の話になるのでこの計画外かもしれないんですけども、その辺りの都市計画の、何ていうかな、市街化調整区域の開発許可の動きと連動させながら目標設定していく必要が今後出てくるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○藤原会長　事務局からありますか。

○（事務局）坂田　ありがとうございます。次期の計画では、一応、そちらのほうも検討させていただきたいと思います。

○藤原会長　ありがとうございました。

大体、意見出尽くしたんではないかと思えます。これは6年までの計画なんですけど、御意見の多くは、普及の向上の問題、それから児島湖の問題、こういったものは継続して進めていかないといけない。2年間だから、その補助っていう制限はありますけど、我々としてはこれをもっと普及率を上げるということと、児島湖についてはCODを下げるっていうこと、その原因を追及してそこに対策をするということを継続的に進めなきゃいけないと。中間目標としては、これである程度は達成できて、最終目標もこれに進んでいっていただかないといけないんですけど、6年が終わりではないということを、すみませんがよろしくお願いします。

それから、あと、環境パートナーシップ事業についても、これは、原さんのESDとかいうのも関係してると思うんですけど、市民の環境意識を高めて、そして、水環

境をよくするとともに、先ほどの浄化槽の普及率を上げるようなところも関係してきますので、教育啓発にも引き続き注力いただきたいということでお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、次の審議事項に入ります。

岡山市環境保全条例の改正方針について、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）大月　それでは、岡山市環境保全条例の改正方針について資料2-1に沿って説明させていただきます。

ここでは、条例改正の必要性と改正のポイントをお示ししますので、これに対して御意見をいただけたらと思っております。

1番、条例改正の趣旨についてです。昭和41年に前身の岡山市公害防止条例制定、平成12年にこの公害防止条例を発展させ、新たに環境保全条例を制定しました。

制定以降、理念や基本的施策に相当する規程は改正されておらず、この間、カーボンニュートラル、30by30、海洋プラスチック汚染といった新しい環境課題も発生している状況です。そこで、こういった国内外の社会的変化を的確に捉え、時代に即した条例となるような条例への改正を目指すことといたしました。

2、条例の概要。別添資料01を御覧ください。別添資料は、資料2-1の後半に添付させていただいております。あとは前方スクリーンでも映しております。

本条例は、環境の保全に関する施策の基本となる事項、2章、4章並びに公害の防止等を図るために必要な具体的事項、3章を定めております。これら施策を総合的、計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としております。

3、改正の必要性。（1）新たな環境問題への対応。事前にお配りした別添資料02から06に挙げたように、近年、環境行政を取り巻く時代の潮流の変化を早く、特に3つの危機と言われておる気候変動、生物多様性の損失、環境汚染などが重要な課題となっております。これらへの対応として市が取り組む施策の実効性を確保する必

要があります。

(2) 特定建築物制度の廃止。ア、制度の趣旨。別添資料の07を御覧ください。この制度は、環境に影響を及ぼす恐れのある建築物を設置しようとする者に対し、その旨を事前に届けさせることにより、市が、各種関係法令に基づく対象とすべき建築物等を把握すると同時に、必要な場合には、公害防止措置に関する計画の変更を勧告し、種々の公害の事前防止を図るものです。昭和40年代、いわゆる公害の時代にできた古い制度であり、当時は、企業の環境意識も今と比べて低かったため、この制度が一定の役割を果たしていました。

イ、制度の概要。前方スクリーンの資料08を御覧ください。資料08に関しては、分かりやすく説明させていただくために事前に送付した資料から差し替えております。この制度は、特定建築物の計画時に届出をさせ、建築物に附帯する予定の規制のかかる産業機械を把握。これに対し、必要な届出と対策を指導するものです。昭和から平成の初期は一定の効果があったものの、この必要な届出と対策の部分は、事業者の環境意識の向上により、近年は計画段階対応済みとなっておりまして、建築物の届出をさせる意味がなくなってきました。つまり、届出制度の形骸化というものが起こっており、この制度は役割を終えたといえます。

(3) 「環境基本条例」相当規程の独立。ア、現状。前方スクリーンの資料01に追記したものを御覧ください。本条例には、施策の基本となる事項、本条例の2章、4章等と公害防止に係る具体的な事業場等の規制、本条例の3章が混在しております。前者は環境基本条例として別個に制定するのが通例であり、その下に後者規制等を具体的に規定した実施条例等を2段階の構造とすることで、市の条例体系上の位置づけを明確にすることができます。

なお、本市以外の政令市は全て環境基本条例に相当する条例を制定しております。

また、イに示した課題も踏まえて、我々は今回、本条例から環境基本条例に相当する規程を独立させ、新たな条例を制定し、市民の皆さんにとってもすっきりと分かり

やすい体系としたいと考えております。

また、次年度からは、同条例に基づく次期岡山市環境基本計画の策定作業を本格化させる予定であり、新条例制定により、計画策定の議論促進の機運を高めるPR効果も期待しております。

(4) その他の対応。これらの改正に合わせて、必要な文言修正や条文補完等を行おうと考えております。

4番、改正の内容。ここからは岡山市が考える改正のポイントをお示ししますので、それに対する意見をいただけたらと思っております。

ア、前文。別添資料の09を御覧ください。左手は現行条文、右手に改正のポイントを示しております。改正のポイントとしましては、まず、古い表現の修正、「20世紀に入り」ですとか「新しい千年紀を迎え」などという、条例制定当時の時代を表す文言は削除いたします。

また、時代の潮流を踏まえた修正ということで、カーボンゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブなど、国際的潮流の内容を踏まえて全面的な書き換えを行えたらと考えています。書き換えに当たっては、御覧のアからオの類型を踏まえ、条例が目指す理想を分かりやすく表現したいと考えております。

イ、第7条。別添資料の10を御覧ください。この第7条は、施策の策定等に関する指針を規定しております。改正のポイントとしては、古い表現の修正ということで、2号の「大気汚染の削除」、また、8号の「オゾン層の保護」っていうところは削除したいと考えております。

また、環境課題の追加です。左手のオレンジの枠で示したとおり、現行では、生活環境、自然環境など5つの課題を取り上げておりますが、協働に関する内容、環境教育やESD活動の推進を新たな号で追加したいと考えております。これは現行の環境基本計画の対象の1つであり、重要な事項ではありますが、この条文の中から抜けておるといふところもあって追加しようと考えています。

また、時代の潮流を踏まえた修正というところで、第3号、4号、自然環境については、生物多様性活用ですとか、第7号、循環型社会にはプラスチックごみ、第8号、脱炭素には気候変動影響への適用などといったキーワードを加えて書き換えることができたかと考えております。

では、本文に戻りまして、(2) 特定建築物制度の廃止については、当該制度を規定した第40条を削除したいと思っております。

(3) 環境基本条例相当規程の独立。ア、独立のイメージ。前方スクリーンの資料11にありますように、左手の本条例のうち、環境基本条例相当規程に当たる、前文第2章及び第4章の全て並びに第3章の一部を分離して右手の新条例へ移行します。また、新条例の第1章は、本条例の内容をベースに、必要な文言整理を施した上で形成します。

1点修正なんですけれども、右手の新条例第5節については、スクリーンにあるように地球環境保全に修正させていただきます。

続いて、イ、新条例の名称については、岡山市環境基本条例をベースに考えます。

(4) その他の対応。文言修正等については、次回審議会に提出しようと考えております。

最後に、5、今後のスケジュール案です。別添資料12を御覧ください。令和6年度中の答申、決裁を目指して作業を進めてまいります。黄色く塗っております審議会のところを御覧ください。次回の本審議会の開催は、来年8月としておりますが、作業の進捗によってはできるだけ前倒しして行いたいと考えております。説明は以上です。

○藤原会長　　では、ただいまの説明に対しまして、御意見等ございましたらお願いします。

どちらでもいいですが、じゃ、田代委員からお願いします。

○田代委員　　田代です。まず、第3章の削除に関してです。

私自身、削除して、何ていうんですかね、今の環境保全条例の内容を基本条例に相当する部分と第3章に分けるっていう方針には全く異論ないんですけども、1点だけお伺いしたいことがございます。確かに御説明いただきましたとおり、基本法ないし基本条例っていうのは、一般的にはその理念とか方針、あるいは抽象的なレベルでの責務ですかね、何々するよう努めるみたいな規程を定めるのが通例かと思います。これに対して個別具体的な許可制とか、権利・義務の内容を定める、あるいは罰則を定めるっていうものは、また別の法律ないし条例をもって、これでカバーするっていうのが通常かなと思うんですけども、他方で基本法ないし基本条例に何を定めないといけないかっていうことについてルールがあるわけでもない。だから、別に現状の、何だろう、環境保全条例でも確かにすっきりはしないけれども、これが悪いかっていうと、そういうわけでもないっていう、非常にちょっと中途半端な状況なのかなというふうに理解しております。

それを踏まえてお伺いしたいんですけども、そもそもなぜこの現状の環境保全条例が、このような基本条例に相当する部分と個別の具体的な規程に相当する部分が合わさったような規程ぶりになっているのか、この環境保全条例の制定の経緯みたいなのをお伺いできればなと思います。この点で何か意図があってこういうふうにしてるのであれば、それは別途考慮をする必要があるでしょうし、特にそうでもないのであれば、お示しいただいた方針でよろしいかと考えております。

○藤原会長　事務局お願いします。

○（事務局）大月　ありがとうございます。

なぜ制定当時に具体的部分と基本の部分とを分離しなかったかについてなんですけれども、当時の担当者にちょっとヒアリング等を行ったんですけども、当時の市長の意向もありまして、この方向性を決めたというふうに伺っております。この当時の案については、当審議会の前身の環境保全審議会に諮問しまして、審議会も分離を求められることなく答申をもらったということで、そのまんま進んだということでお聞きし

ております。確かに分離しなくてもいいんじゃないかという議論はあるかもしれませんが、岡山市としましても、すっきりとした格好にして市民にお示しするというような責任がありますので、今回、アップデートしたいというふうに考えております。

○田代委員　　ありがとうございました。

市長の意向ということだったと思うんですけども、やはり、他の自治体との関係といたしますか、ただ、他の自治体の環境基本条例ないし関係する条例を見ても、やはり、この両者は分離して定めるのが通例かと思っておりますので、横並びで見ても、あるいは市民から見た分かりやすさという観点からも、私としては、繰り返しになりますが、これは分離する案でよろしいかと思っております。以上です。

○（事務局）大月　　ありがとうございます。

○藤原会長　　ありがとうございました。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員　　今の田代先生の質問とちょっと絡んでくるんですけども、私も今、経緯をお聞きしたんで、環境保全条例と環境基本条例を分けるというのは経緯が分かりました。市民の立場からすると、環境に関する条例は2本並列するような形になるので、その辺、実際に市民に対して説明するときに、この2つの条例の関係性というんですか、その辺りは丁寧に説明しないと、どう違うんだろうかなってということになると思うので、その辺りは気をつけていただけたらなというふうに思っております。

それから、先ほどの（別添資料）10で、改正内容の第7条の説明で、環境課題の追加ということで、協働に関する内容を新たな号で追加というお話がありました。今の各号の並びを見ると、それぞれ生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、脱炭素ということで、環境に関する課題っていうのが各号に並んでいると思うんですけども、協働となると、課題解決の取り組み方、それは行政が主導でやるのか、市民や各種団体に協働でやるのか、または、民間でやるのかっていう、どの主体がどういう形

で取り組むのかってという解決の取り組み方っていうカテゴリーに関わるのが協働だと思うので、その辺り単純にこの号にどういった形で追加するのかなと、並べてしまうとちょっと課題と取り組み方が並列みたいになってしまうので、その辺りちょっと分かりにくくなるのではないかなと思ひまして、追加する際には、その辺りを整理されたいかなというふうに思ひます。以上でございます。

○藤原会長　　ありがとうございました。

事務局からお話を。

○（事務局）大月　　ありがとうございます。

先ほどの協働の部分につきましては、他の市の条例ですとか、基本計画の内容とも踏まえまして、本当に追加したほうがいいかどうかという部分はもう一度検討はさせてもらおうと思ひます。ありがとうございます。

○藤原会長　　氏原委員お願いします。

○氏原委員　　非常にシンプルな質問なんですけれども、来年度から環境基本計画のほうの修正に入ることでしたけど、今回の条例、改訂するのと新しくつくるのとあると思うんですが、ということは環境基本計画の根拠法は来年になるという理解なんですか。条例、根拠条例は来年になる。

○藤原会長　　事務局お願いします。

○（事務局）大月　　環境基本計画の根拠法令は、現状であれば環境保全条例、現行条例の第8条という形になります。次の基本条例が出来上がれば、その時点で切り替えるという格好で考えております。

○氏原委員　　ということは、環境基本条例がなるということですね。

○（事務局）大月　　そうです、そちらに移行するというふうに考えております。

○氏原委員　　はい、分かりました。

○藤原会長　　よろしいですか。

田代委員お願いします。

○田代委員　すみません、何度も。1点目の議論の論点のところですかね、保全条例の40条の削除に関してです。

この規程に関して、特に40条の2項、恐らく行政指導の規程だと思うんですけども、この規程が差し当たり問題になろうかと思います。お示しいただいたスライドでは、必要な届出と対策を指導というふうに記載されているんですけども、実際の条文を見ると、公害防止の措置に関する計画の変更を勧告することができるというふうな、結構内容にも関わる指導ができる旨の規程ぶりになっているかと思います。結局のところ行政指導なので、法的な拘束力があるものではないかと思いますが、なおかつ、もう既に削除する規程の中身についていろいろ議論をしてもあまり意味がないのかもしれないですけども、この40条2項に基づく勧告って、過去の事例として具体的にどのような内容のことがなされていたのか、問題ない範囲で教えていただければと思います。

○藤原会長　事務局お願いします。

○（事務局）大月　ありがとうございます。

この勧告という形では、この20年あたりは発出したことはございません。届出を受け取った時点で、ある程度の行政指導という形で口頭指導はさせてもらったことはあるんですけども、勧告というところできちっとという部分は1件もないというような現状です。

○田代委員　勧告までいかず、その流れ、相手方との折衝で大体止まっていたって感じですかね。

○（事務局）大月　そうですね、もう近年であれば、例えば音がするような施設であれば防音壁をするですとか、民家側から離すということは、もう常識としてされているというところで、そこが届出を見た形で甘いようであれば、もし苦情があった場合は、誠実に対応をしてくださいというような内容の話をさせてもらったりとか、必要な助言をさせてもらうというあたりです。

○田代委員　　なので、助言ないし指導なので、厳密に法的な根拠ないし条文上の根拠が云々という話ではないかと思えますけれども、差し当たりこの40条でカバーしていたことは、計画段階といえますか、計画を提出した段階、もっと前の段階で、繰り返しになりますとか、相手方とやり取りしながらで、ある程度対応可能だっという認識だということですかね。

○（事務局）大月　　そのとおりです。また、一方で、この岡山市環境保全条例以外の法整備というのも行われてきておりますので、例えば騒音の施設の届出が別個でされる場合というのが、きちんと法律で捉えられておりますので、そちらでも指導できるということもありますので、この建築物の届出という制度自体がもう必要ないであろうというふうに私どもは考えております。

○田代委員　　分かりました。ありがとうございます。

1点だけ。全く別の話なんですけれども、現状の40条の特定建築物っていう文言使われてるかと思いますが、これ、恐らく建築基準法上の特定建築物ということですよ。らしいんですよ。

○（事務局）大月　　特定建築物、この条例の中では特定建築物については条例内で定義をさせてもらってると思うんですが。

○田代委員　　定義規程ありましたっけ。

○（事務局）大月　　そうですね、第2条の第8号。

○田代委員　　すみません、失礼しました、見落としておりました。申し訳ないです。

多分、建築基準法上の規程との関係だろうなと思っていたので、分かりやすさっていう意味では、何かレファレンスがあったほうがいいよねっていう趣旨だったんですけども、事前に定義規程、前には置いてるのであれば全く問題ありません。私のほうが見落としていたので、失礼いたしました。以上です。

○藤原会長　　ありがとうございました。

我々あまり法律自体よく分からないところあるんですけど、特定建築物のところで、

例えば住宅地にある音楽のスタジオで、中ですごく音を出してるけど、防音対策がしっかりしてないので周りの住民から苦情がくるっていうときの、そのスタジオは特定建築物になるのかどうかとかですね、パチンコ屋の問題もありますし、工場はだんだんと減っていったとしても、そういう町なかには、そういう非常に特殊な事業があるかもしれないですけど、そういうものに対して、これをなくしたときに問題とならないかどうかっていうのが多分心配になると思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

事務局お願いします。

○（事務局）大月 ありがとうございます。

例えばスピーカーで音を出すということであれば、県条例のほうで別個で規程がございましたりですとか、あくまでもこれは建築物の計画段階での規制というところで、必要な勧告をするというものですので、建った後で、例えば苦情が発生すれば、それに相応した対応というのが、これがあるとなかろうとしていくという形にはなるかと思えます。

○藤原会長 ありがとうございます。

片岡委員お願いします。

○片岡委員 今の話でいくと、第2条の第8項で、特定建築物建築基準法2条に規定する建築物のうち規則で定めるもの、このうちの規則に定めるものはどこに書いてありますか。

○（事務局）大月 環境保全条例の施行規則のほうで別表を定めて規定しております。すみません、お配りした資料の中にはございませんで、すみません。規則のほうで載せさせていただいてるということになります。

○片岡委員 その規則は、今読み上げたりできますか。かなり多いですか。

○（事務局）大月 建築物に関する部分については、80近い建築物を捉えておりまして、日本産業分類の分類項目別に設定してるというふうな形です。一例を挙げま

すと、特定建築物、床面積が100平米を超えるものというところで、木材、木製品の製造業、製造業関係はこちらに該当します。あと、もう一方で、1,000平米を超えるものという、若干緩い規程っていうのもあるんですけど、こちらは製造業じゃなくて、例えば運送業ですとか、卸売業とかいうところが入ってきております。

○藤原会長　よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

私のほうから一つ。改正の内容第7条で、大気汚染とかオゾン層保護問題も、これは解決されたっていうか、もうあまり問題として出てこないから文言から削除するということですが、この法律がいつまで続くか分かりませんが、そのうちにまた何か問題が出てくるっていうようなことをやっぱり心配してしまうんですけど、そういうときに、例えばオゾン層保護というところで、例えば地球環境問題の地球温暖化防止等っていうような、“等（など）”っていうのをつけて、それ以外にもし出てきたときに対応するとか、そういう形での表現というのは、いかがなんでしょうか。

○（事務局）大月　ありがとうございます。

オゾン層であれば、例えば気候変動への適応ですとか、その辺りでそういった表現も踏まえてっていうのはできると思います。今回、改正しようと思ったのが、古い表現っていうところで、もしそういった問題が発生、今後するようであれば、またアップデートしてきれいにすると。定期的な見直しっていうのは必要だなというふうに考えております。

○藤原会長　ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、新しい条例づくりをしていただきまして、つくられたものは、またここで提示していただいて議論できるということですよ。

○（事務局）大月　はい、そのとおりです。またできましたらこちらでお示しいたします。

○藤原会長　そのときにまた詳しくは議論していただくということで、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題ですが、次期岡山市環境基本計画の策定方針についてということで、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）小野　それでは、次期岡山市環境基本計画の策定方針について御説明をさせていただきます。

具体につきましては、次期環境基本計画における本市の基本的な考え方を御説明いたしますので、御意見をいただければと思います。

まず、1番、計画策定の趣旨について御説明いたします。

本市では、第2次岡山市環境基本計画を平成23年度に策定し、本市の環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進しており、平成28年度と令和3年度にそれぞれ改訂しております。委員の皆様のお手元に直近の環境基本計画をお配りしております。こちらの基本計画にはSDGsの考え方というものを新たに取り入れた計画にしております。

こちらの改訂以降、先ほど御説明のありましたとおり、新たな環境課題をクローズアップされるようになり、また、現在では、環境省において第六次環境基本計画について検討されるなど、環境分野における社会情勢は大きく変化しております。これらの変化等に対応する必要があること、また、現行計画が令和7年度で終了することから、現行計画の進捗状況を踏まえ、次期岡山市環境基本計画の策定を進めてまいります。

2つ目、計画の位置づけについて御説明いたします。スライドの別添資料の02番を御覧ください。

本計画は、岡山市環境保全条例に基づき、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して策定される計画になります。

また、市の最上位計画である総合計画を環境面から総合的、計画的に推進する計画に位置づけられております。

続きまして3つ目、策定体制について御説明いたします。別添資料の03を御覧ください。

まず、1つ目、審議会。次期計画の策定に当たっては、こちらの岡山市の環境総合審議会において審議をいただきます。また、必要に応じて自然環境保全審議会や公害対策審議会を招集し審議いたします。

2つ目、庁内につきましてですが、庁内では、着実に効率、効果的な計画の策定を図るため、岡山市環境基本計画推進本部を設置し、庁内の環境に関する各種施策、事業の総合的な調整等を行います。

また、この推進本部に岡山市環境基本計画推進本部幹事会というものを設置し、推進本部が行う調整等の円滑な推進を図ってまいります。

3つ目、市民参加としまして、アンケートやパブリックコメント等により、幅広い意見の反映を図ってまいります。

それから、御審議いただきたい内容を御説明いたします。

次に掲げる項目を中心に、基本的考え方の御審議をお願いいたします。なお、記載事項につきましては、本市の案となっております。

別添資料の04を御覧ください。名称、（仮称）第3次岡山市環境基本計画とし、副題を含め詳細については今後検討してまいります。計画の対象区域については、岡山市全域とします。計画期間につきましては、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。計画の対象については、対象範囲は、保全条例の第7条に規定する施策の策定等に係る指針等を基本として設定いたします。

続きまして、策定スケジュールについて御説明いたします。別添資料の05を御覧ください。

本計画については、令和7年度中の答申、決裁を目指して作業を進めてまいります。

次回の審議会の予定としましては、来年度末の3月頃を予定しております。

続きまして、次期計画の策定の方向性について御説明いたします。

まず1つ目、市民に分かりやすい計画とするため、できる限り説明は短く、写真や図表を充実させ、スマートフォンでも読みやすい内容といたします。

2つ目、これは前回の計画で既に取り入れているんですが、SDGsの視点を取り入れた計画といたします。ここで簡単にSDGsの御説明をさせていただければと思います。別添資料の06を御覧ください。

SDGsとは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標となっております。17の国際目標は左下に17書いてあるとおりになります。

また、今回の計画の施策の整理に当たっては、まず、別添資料07のとおり、岡山市が目指す環境像の実現につながる道筋を描き、そこから逆算して必要な課題と取組を可視化するSDGsのバックキャストという考え方を活用いたします。

3つ目として、変化に対応する計画とするため、点検・評価等において適宜見直しを図ることを可能とした構成といたします。

4つ目として、総合計画をはじめとした計画との整合性を確保し、あわせて岡山市生物多様性地域戦略等の環境分野の保全・想像に向けた部門別計画との役割を明確にしていまいります。

4番、目指す環境像等について御説明いたします。

まず、本市が目指す環境像としましては、保全条例第3条に規定する基本理念を踏まえ、総合計画に掲げる将来都市像の実現に寄与するため、社会情勢の変化や本市の環境の状況、市民、事業者等からのアンケート結果等を踏まえて設定いたします。こちらの環境像の実現のために分野ごとに状態目標として環境目標を設定してまいります。

続きまして、施策の体系等について御説明いたします。別添資料の08を御覧ください。

さい。先ほど御説明しました環境目標については、その下に基本目標、さらに取組と
いった行動にいたします。

基本目標は環境目標を実現するために必要な行動目標とし、取組は基本目標を達成
するための環境課題ごとの施策といたします。

また、こちらの施策体系とは別に、次期計画全体を牽引する施策としてリーディン
グプロジェクトを設定し、重点的に取り組んでまいります。

また、こちらの施策体系とリーディングプロジェクトごとに、成果指標を設定いた
します。

計画の推進につきまして御説明いたします。毎年度成果指標の進捗状況を把握しな
がら進行管理を行うことで施策の推進を図ります。また、点検・評価を客観的に行う
ため、同状況を本審議会に報告しながら、必要に応じて計画を見直すほか、本市ホー
ムページにて公表いたします。

最後に、御審議に当たり、御考慮いただきたい考え方を御説明いたします。

本市の特性を捉えていること、保全条例との整合が図られていること、また、社会
情勢の変化や新たな環境問題への対応が盛り込まれていることを踏まえた御審議をお
願いします。以上です。

○藤原会長 ありがとうございました。

それでは、御質問等、御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

田代委員お願ひします。

○田代委員 先ほどの環境保全条例、多分、環境基本条例になると思うんですけれ
ども、その中で協働について新しく方針を示す旨のことをおっしゃられたと思うんで
すけれども、この協働に関しては、計画の中でどのように反映されることになるのか、
すみません、ちょっとぼやっとした質問になるんですけれども、お考えをお伺いでき
ればと思います。

○藤原会長 お願ひします。

○（事務局）小野　　今スクリーンに映しているんですが、御説明したときに、ちょっと飛ばしているんですが、計画の対象として、下の表のところに協働という項目が一番上の行にあると思うんですけども、実は、もう今日お配りしている基本計画の中に協働という部分がもう含まれております。項目としては、こちらの表に書いてあるとおりの部分を協働として捉えて記載しております。

○田代委員　　ありがとうございます。

関係としては、新しく基本条例に協働のことを盛り込むから、何か計画でも変えるということではなく、常に取り組んでること踏まえて基本条例の中でも協働という項目を設けるという感じの関係ですかね。

○（事務局）小野　　そうですね。

○田代委員　　分かりました。ありがとうございます。

○藤原会長　　この協働っていうのは、市民、事業者の間での協働した取組っていうことですか、それぞれの自然環境、快適環境、生活環境の中に、書き込まれる内容とは別に、協働っていうものを今全ての活動に関係して、取り組み方として示すんですか、どういう位置づけになりますでしょうか。

○（事務局）小野　　今書いてあるのは、例えばになるんですが、最初の項目にあるパートナーシップ事業の参加事業者であれば事業所数であるとか、市民の場合は市民の割合であるとかってものがあります。

○藤原会長　　それは指標とかの話ですよ。

○（事務局）大月　　すみません、どのように反映するかなんですけども、個別の事業という格好で入れ込んでいけたらと思っております。その中でパートナーシップ事業ですとか、ESDプロジェクトですとか、そういったものを協働のカテゴリーの中で計画の中に入れていけたらと思っております。

○藤原会長　　ここは、環境として列挙されてるものと内容的に大きく違うので、全体としてどういう関係になるのかっていうことを絵で示すとか、何か分かりやすく示

していただいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

あと、環境活動の下に低炭素とか循環型社会とか、ちょっと切り分けておかれてるんですけど、実際のいろんな要請として低炭素とか循環型社会っていうのは強く今必要になってるっていうのは分かるんですけど、そういう中で、ちょっと縦割りのなっているか、キーワードで分け過ぎてるなっているところも見えたりするんですね。ですから、方針みたいなものをしっかりと書いて、こういうものがありますということ、協働っていうのはそういうものをどう実践するかっていうところに関わってきますよっていった、何かあまり縦割り過ぎに項目別に書くよりも、そういったものの関係性とか、それから、アプローチとか、そういうのが分かるような絵を示すとか、何か工夫したほうがいいんじゃないでしょうかという提案です。

○（事務局）小野　　ありがとうございます。

こちらの表につきましては、今の基本計画の項目を映し出してるだけになりますので、次期計画については、先生の御意見を踏まえて、工夫をして記載を考えようと思います。

○藤原会長　　ありがとうございます。

2次の計画、今度3次ということで新しくなりますので、そこに新しい要素を取り込んで、いかに市民に分かりやすく説明するかっていうところに徹していただけたらと思います。ありがとうございます。

氏原先生お願いします。

○氏原委員　　根本的なところになると思うんですけど、やっぱりこういう計画立てるときに、目標があって、最終的には指標があってっていう流れなんですけど、そのとき目標があって取組があって指標を設定して、指標の目標値で進捗状況を確認するっていう流れに一貫した整合性がないと駄目ですよ、当然。その辺りを次期の環境基本計画策定するときには、これまでのやり方ではなくて、本当に整合性が取れるかということについて、しっかりと見直してほしいなというふうに思ってます。ち

よっと今でも手元にある資料の中でも、ちょっとこれだとおかしいんじゃないのって
いうところが正直何か所も見られますので、きちんと真面目にチェックしようとしたら
多分たくさんあるはずで、例えばですけど、安全で快適に通行できるまちにしよう、
基本目標。それに対して、ごみのポイ捨て数が1対1の指標になる。これ、どう考え
てもおかしいので、その辺りも含め、本当に適切な指標になってるのかもそうすけ
ど、取組内容との整合性も取れてるのかというところをチェックしてもらったらい
と思います。あと、低炭素型のまちづくりを進めようというところでも、JR岡山駅
の1日当たりの乗降客数とありますが、その正直な話、これ、市として、これを高め
ようと思うとなかなか難しいと思うんですね。指標とするのはいいんだけど、それ以
外の要因が大き過ぎて、どうしようもないという結果になりかねないんで、それであ
ると、むしろ、公共交通のバスとか路面電車のほうに、今は市が積極的に関わって
いますんで、そういう指標なんかも取り入れていくっていうことが重要になるんじや
ないかなと思います。整合性がきちんと取れてるかということと、市として実際に関与
して改善できる指標になってるかということについて、改めて確認してもらいたいな
というふうに思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

この指標と、それから目標値を整合させるといふとかなりの労力が要ることになり
ますが、そこら辺、ぜひできる限りやっていただきたいということですね。今さっき
言われた岡山駅の乗客数なんていうのは、コントロールできるものなのかどうか、こ
れはあくまで観測数として、これを何かに反映させる指標であるとか、そういうもの
なのか、あるいは、例えば岡山駅を整備して、その乗客数このものを目標値として駅
前周辺を計画するものなのか、観測値なのか、それとも計画値なのか、そういうとこ
ろもちょっと考えていただいて、これはコントロールできないねっていう、そういう
ふうな今御意見出ましたけど、この指標の位置づけというものをちょっとはっきりさ
せていただきたいと思います。

あと、バックキャストिंगっていうのが最後のほうに出てきてますので、これは最終的な環境像を描いて、そこから逆に取組で時間的にいつからやらないといけないのかと、それに対して、毎年マイルストーンという、毎年というか、この時期にはこれが達成できてること、この時期にはこれが達成できてるというような、時間軸で見たときの達成度を明らかにしていくということですよ。だから、いろんな項目があって、それぞれの計画値があって、それにどういうふうに同期させながら進んでいくのかということを見ると、かなりの思考力が必要になってきますけど、そこら辺はぜひやっていただきたいというふうに思います。

○氏原委員　きちんとこれはこういう理由でこうやってますという説明ができるようになってれば、それはそれでいいんです、ちゃんと位置づけがあって。ですけど、一般的に見たときに、それがどこまで整合性があるのかなっていうようなことに対してちょっと不安になるような内容になってると、今回の改訂の機会ですので、直していったほうがいいんじゃないでしょうかということ、非常に労力がかかるし、どこまでできるかということは、何ていうのかな、非常に難しいんだけど、それに向けて最大限の努力をしてほしいなど、そういうことです。

○藤原会長　ありがとうございました。

できるだけというか、完璧を求めると非常に難しいことにはなりますが、しかし、こうして委員の方々もいらっしゃいますので、意見をいろいろ聞いていただいて、それを調整していただくということができれば、かなりいい計画になるのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、この件につきましては、次期の環境計画ですね、先ほどの基本条例に基づく基本計画という形で作っていただきたいと、思います。ありがとうございました。

それでは、3つの議案が終わりましたが、何か追加で御意見いただくような必要の

あるものがございますでしょうか。よろしいですか。

報告事項のほうに入らせていただきます。

岡山市環境基本計画の成果指標の状況についてということで、よろしく申し上げます。

○（事務局）大月 岡山市環境基本計画の成果指標の状況について御報告いたします。資料の4番を御覧ください。

環境基本計画を着実に推進するため、P D C Aサイクルの考えに基づき、成果指標の達成状況について令和4年度の評価を実施いたしました。成果指標は70あるんですけれども、今年度、実績値の把握ができた65を対象にしております。この65の指標のうち32の指標が上昇、49.2%、約半分となっております。21の指標が横ばい、32.3%、12の指標が低下、18.5%となっております。詳しくは資料の2ページ目以降を御覧いただけたらと思っております。

環境目標ごとの状況を右手の表に示しております。区分が環境目標1、2、3、4と、リーディングプロジェクトがありまして、環境目標①については協働ですとか環境教育などの指標を示しております。目標②については主に自然環境、目標③については主に脱炭素、目標④については公害とかごみに関する指標となっております。状況はその表のとおりとなっております。

画面の下段に移ります。まず左手、上昇した主な指標です。地域環境教育の年間参加者数です。こちらはウィズコロナの対応ができたことが理由で上昇しております。次がE S Dプロジェクトの参加組織数、こちらはS D G sの認知度が上昇したんじゃないかというところで組織数が上昇しております。続いて、自然体験・文化伝承に関する公民館講座数、こちらはウィズコロナ対応が理由で大きく伸びております。一番下が、アスベスト飛散防止対策ということで、これ、立入検査等のパーセンテージなんですけれども、委託等を活用して対応に力を入れておりますことで令和2年度に比べて伸びているという状況です。

続いて右手、低下した主な指標です。文化活動を行う市民の割合が低下しておりますが、こちらが市民意識調査で、芸術鑑賞等を行ったかというような質問の回答のパーセンテージです。基準値はコロナ前の令和元年度となっております。コロナ禍の令和3年度については低下というふうになっております。コロナの影響じゃないかと考えております。次が、公共電気自動車充電設備の設置基数ということで、こちらは減ってるんですけど、故障による撤去が理由というふうに聞いております。続いて、エコファーマーの認定者数、こちらが減ってるんですけども、その理由として、制度廃止による新規認定がないこと、また、この認定にメリットがないということも原因してるというふうに聞いております。こちら、もう制度が廃止されておりますので、次期計画については指標は見直したいと考えております。最後に、建築廃棄物の再利用率、大きく下がっておるんですけども、これは令和4年度に建築汚泥に重金属が検出された事案がございまして、その部分がリサイクルできなかったということが大きい原因と聞いております。報告は以上となります。

○藤原会長　　ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、御意見ありましたら。

○望月副会長　　すみません、環境基本計画の成果指標につきまして、令和2年中間評価した後の直前のデータですかね。それと令和4年度の比較ということなんですけれども、先ほどもちょっとコロナの話がありましたけれども、やはり、令和2年あたり、非常にコロナがはやってるときに、特に人とかがするイベントの開催を指標にして、それを令和5年度からいわゆる5類になって人が動き始めてます。ですから、そういう意味で、この令和2年と令和4年度を持ってきて、指標が改善というか、上昇より改善のほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、それが的確かなと思うんですけど、それ載ってたらちょっとミスリーディングになるんじゃないかなという感じが私はいたしております。令和元年度のこの第2次のこの計画を見ても、令和元年度の指標から相当令和2年度は悪化してるものが多いですね。それを基本にして令和4

年度が上がりましたというのは、令和元年度で比較したらまだまだというのもありますし、かなり上昇と低下というのは評価が変わってくると思います。ですから、むしろ、もうちょっと令和2年、3年、4年というのはちょっと特殊な事情という形で、なかなか評価しにくい。むしろ、令和元年と例えば今年度ですね、そこでちょっとそういうふうなスパンでいくとするのが、ある意味ではより評価しやすいのかなというふうに思っております。ちょっと事実としてはこういうふうな結果になるのは分かるんですけども、こうやって改善しましたとか悪化しましたというのは、少し結果として結論としてこうでしたと出すのはちょっとリスクがあるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○藤原会長　今の御意見に対して事務局のほうからは何かありますか。

○（事務局）大月　ありがとうございます。

確かにそのような御意見いただいたようなことは考えながらここに取りまとめたんですけども、例えばコロナに影響を受ける指標と受けない指標とか、ちょっと分離してお示しできたらよかったかなと思っております。これは毎年報告させていただきますので、ちょっと次回はちゃんと考えたいと思います。

○望月副会長　すみません、よろしく願いいたします。

例えば上昇した主な指標の一番最初の指標も、資料上2ページ目は4,453人ですけど、令和元年度は1万4,000人だったと思うんですね。ですから、その数値からいくと、むしろ、これが本当にうまく機能したのかっていう形になりますので、おっしゃったとおり、動きにくい指標でどうなったかっていうのと、やっぱり明らかに人流とかが抑制されたイベントなんかが制御されてしまった状況のものは、それはそれで例えば参考値的に出すとか、少し扱いは変えられたほうが分かりやすいかなというふうに思いました。

○藤原会長　ありがとうございました。

池本委員お願いします。

○池本委員　　すみません、さっきの成果指標の②のページのホタルの生息地ということなんですけれども、基準値が17か所となっておりますけれども、こちらの基本計画のほうでは2019年度、この基準値より1年前の値が出ていまして、そのときは18か所、18地点になってるんですけれども、もし把握できてるようでしたら、なぜこの地点でホタルが見られなくなったかということがちょっと分かればと思います。

○藤原会長　　事務局お願いします。

○（事務局）大月　　1か所減ってるところについては、市役所以南の西側です。令和元年度までは、実際に目視ができておりましたけれども、令和2年度以降はそこでは何ぼ探してもちょっと見当たらないと、我々も探しには行ったんですけれども見当たらなかったの、1減ってるというような状況です。

○池本委員　　それに対して何か対策等は考えられていますでしょうか。

○（事務局）大月　　ちょっとまだ具体的には考えてはないんですけれども、地元の方で気にされてる方との話ができておりますので、ちょっと今後そこら辺を詳しく話を伺ったりとか、必要な支援があれば、できればこちらからもするというようなことで考えていきたいと思っております。

○池本委員　　ありがとうございました。

○藤原会長　　ほかにありますでしょうか。2ページ以降の表の中で、皆様方との御専門が近いところで、何かコメントとかありましたらよろしくお願いします。どう低下したというところですね。そういうところがあるところが。

○尾形委員　　すみません。

○藤原会長　　尾形委員お願いします。

○尾形委員　　それでは、先ほどの御説明の中に、公共の電気自動車の充電設備の設置基数が故障により撤去ということでお話があったと思います。こちらについては、公用車への電気自動車の導入等も含めて、公共の電気自動車の普及促進に重要な案件になってくるとは思うんですけれども、これは故障の対応は、今後どういう形で計画

されておりますでしょうか。

○（事務局）大月 ありがとうございます。

故障により2基減少という形になっておるんですけども、担当課に聞きましたところ、利用率等費用対効果を考えて修繕という選択肢もあったようなんですけど、もうここは撤去を選択したほうがいいだろうというふうなことで聞いております。全体としてはまだほかの場所を見つけて増やしていけたらというような目標でございますので、この2基については撤去を選択したというふうなことで聞いております。

○尾形委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり需要と供給のバランスが大事だろうというふうに思いますので、必要などころではそれだけの設置、それから、過小投資などころであれば見直し等を御検討いただくことも必要になろうというふうに思います。ありがとうございました。

○吉田委員 1点よろしいですか。

○藤原会長 吉田委員お願いします。

○吉田委員 上昇してる指標ではあるんですけど、公用車への電気自動車の導入ということで、令和4年度は40台ということで令和2年度において5台増えてるということなんですけど、目標値が200台となっているんですけど、このペースでいくとなかなか厳しい目標ではないかと思うんですけど、今後どのように実際の実現に向けて取り組まれていかれるのか、把握しておられればお願いいたします。

○（事務局）大月 ありがとうございます。

すみません、ここについては担当課に問合せをしまして、また議事録とともに御回答させてもらえたらと思います。ありがとうございます。

○藤原会長 氏原先生お願いします。

○氏原委員 非常に細かいところです。ライトダウンのCO₂排出の削減量と、これ、基準値に対して目標値のほうが低いように見えるんですけど、これは何か事情があるんですか。

○（事務局）山根　　そうですね、非常に目標値に比べて実績のほうが多くはなっているんですけども、当初目標を立てたときがこれぐらいかなというところだったんですけども、年々参加していただけるような企業さん、環境意識が高まっている企業さんが増えているということで大幅に増えているというところでございますので、この目標値を今後は見直していく必要があるのかなというふうには考えられるかなというふうに思います。

○氏原委員　　ということは誤植ではないということで、これは修正するということを検討すると。

○（事務局）山根　　そうですね、そのような検討が必要かなというふうに考えます。

○氏原委員　　分かりました。ありがとうございます。

○藤原会長　　ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また御意見ありましたら、事務局のほうに会議の後にでもお伝えいただけたらと思います。

それでは、その他事務局から何かございますでしょうか。

○（事務局）大月　　事務局からは特にありません。

○藤原会長　　また、委員の方々からも何か最終的に御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで審議を終わります。

事務局には、審議会の意見を十分踏まえて、今後の対応等をお願いいたします。

それでは、皆さん、御意見ありがとうございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。長時間にわたり御審議どうもありがとうございました。

閉会　午前 11 時 38 分